

鳥取県との意見交換会

日時 令和元年11月6日(水) 13時30分から

場所 県庁 第二庁舎4階 第32会議室

鳥取県専門工事業団体連絡協議会

- 一般社団法人鳥取県電業協会
- 一般社団法人鳥取県管工事業協会
- 一般社団法人鳥取県造園建設業協会

鳥取県との意見交換会（令和元年度）

鳥取県専門工事業団体連絡協議会

1 日 時 令和元年11月6日（水） 13時30分～

2 場 所 県庁 第二庁舎 4階 第32会議室

3 出 席 者

・鳥取県 （8名）

総務部 営繕課	課 長	隠 樹 正 人
	参 事	下 田 悟 明
	課長補佐	岩 村 英 明
	課長補佐	松 田 秀 和
	課長補佐	西 山 孝 志
	課長補佐	堀 雅 貴
	係 長	鍛冶谷 紀 夫
総務部 資産活用推進課	課長補佐	山 根 淳 一

・専門工事業三団体

[鳥取県電業協会] （5名）

会 長（三団体会長）	伊 藤 憲 吉
副会長（東部支部長）	岡 本 安 量
副会長（中部支部長）	長 田 昭 人
副会長（西部支部長）	金 山 福 雄
事務局長	太田垣 順

[鳥取県管工事業協会] （4名）

会 長	荒 川 恵 一
副会長（東部支部長）	古 川 純 一
副会長（中部支部長）	中 村 博 之
事務局長	中 島 睦 郎

[鳥取県造園建設業協会] （2名）

副会長	谷 尾 壽 嗣
副会長	門 脇 敏 夫

4 意見・要望 「別 紙」

(令和元年度) 専門工事業 3 団体「県への意見・要望事項」

(鳥取県専門工事業団体連絡協議会)

<p>(1) 設計業務発注に於ける内容精査について</p>
<p>(内容) 会員より意見要望を求めた場合、必ず設計書の不備、不適格等が出てきます。これに対する対応策はどの様に考えておられますか。 現在の営繕担当者間に於ける技術の伝承について現状のままで十分と思われ ますか。</p> <p>[設計書の不備の事例] 工事名：境港外港竹内南地区貨客船ターミナル整備事業リーファー電源設備 ほか設置工事 内訳書の配管材料の拾い落とし 材工金額 約 1 3 0 万円</p>
<p>(2) 総合評価工事に於ける技術者点数の延長をお願いしたい</p>
<p>(内容) 平成 2 9 年だったと思いますが、この時は各業種等の関係等を考慮し、技術者 点数を延長せずにこのまま行くとの結論になったと思っておりますが、同年建築 一般では 5 年から 7 年に延長になっているとの事です。 管・電気においても 7 年に延長をお願いしたいです。</p>
<p>(3) 鳥取県発注の工事図面について</p>
<p>(内容) 積算の効率アップのため、鳥取県入札閲覧設計図書(図面)公開サイトなど で全ての図面を公開して貰いたいです。</p>
<p>(4) 総合評価競争入札方式について</p>
<p>(内容) 現状での総合評価入札では加点となる評価項目が確認できないときは、入札 実施要領 第 6 条第 (1) 項により失格とするとなっておりますが、例えば配置技 術者の工事成績を誤って 8 0 点と入れて、実際は 8 1 点だったとしても現状で は失格となってしまいます。(7 9 点でも同様に失格) 紙入札の時は金額のみは訂正できませんが他の項目は訂正できました。 いきなり失格ではなく、その項目(今回の場合は配置技術者の工事成績)は点 数をゼロにする形で評価しない型にする方が本来の総合評価入札の姿だと思 います。現状はあまりにも機械的すぎます。 入札書は価格のみとし、その他の加点項目は添付資料の扱いとしていただき たいです。</p>

(5) 鳥取県が進める「PPP/PFI 方式」の事業計画について

(内容) 現在鳥取県で計画または実施が進められている PPP/PFI 方式の事業計画に関して、我々専門工事業の参画についてお尋ねします。

専門工事業三団体は、その件について鳥取県 PPP/PFI 推進地域プラットフォームに参画し、情報交換と意見交換を続けていますが、現在のところ、中部県立美術館・西部総合事務所の条件は、何れも SPC での参画となり、地元業者主体の参加は難しいと考えます。今後の方向性として、地域の活性化・地元業者の育成を考慮した、地元主体の事業をお願いしたいと思えます。

(6) PPP/PFI 制度について

(内容) 公共施設の PPP/PFI 制度については、地域プラットフォーム推進協議会を立ち上げて取り組んでいただいております、民間の活力を使いながら効率の良い施設の建設や管理運営がなされる点においては大変メリットのある制度であると認識しております。

しかしながら一方で、地場の中小の専門工事業者が多く属する建設産業の維持・育成・雇用の確保といった観点からは少なからず課題や疑問があると思えます。これまで永い時間をかけて個別に建設業許可が必要な 29 の建設業種に認められるようになり、分離発注を求めながら下請体質からの脱却を目指し、専門工事業としての経営基盤の強化に努めてきたこれまでの努力が後戻りするようなことにつながらないかと危惧しております。

指定管理者制度も含めて、PPP/PFI を導入する場合には緑化や緑地管理など専門工事に関する部分については、地元中小の専門工事業者も事業体に直接参画できる仕組みにしていきたい。それが困難な場合でも、PFI の事業者選定に際して単に地元事業者の活用を評価面で加点するだけでなく、選ばれた事業者が専門工事や維持管理を発注する際には、地元中小の専門工事業者の採用を義務付ける条件付けをお願いします。また、価格設定面で不当に不利益を被らないよう公共積算基準を使用することなど制約を設け、いわゆる“下請けいじめ”が発生しないような仕組みづくりをお願いします。